

実務対応報告公開草案第 63 号

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に関するコメント

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

【質問 1】 範囲に関する質問

○質問 1-1：本公開草案の範囲に関する提案に同意しますか。

⇒消極的に同意する。また、第 21 項の記載されている、議論の分離についても妥当であるとする。

ただし、「電子記録移転有価証券表示権利等」が新株予約権に該当する場合も考えられると思われるので、その場合の規定も必要であると思われる。

※筆者は、財務諸表等規則における「新株予約権」の表示方法は、現在、日本基準独自のものとなっているので、国際会計基準と同様になるよう、改正されるべきであると考えている。

また、「連結貸借対照表」及び「連結株主資本等変動計算書」の書式も、国際会計基準に合わせて、「親会社説」ではなく「経済的単一体説」に立脚したものに改正されるべきである。しかも、連結損益計算書は 2015 年 4 月より、連結包括利益計算書は導入当初から、「経済的単一体説」に立脚しており、不統一であるのは望ましくない。

また、システム監査の観点から言えば、連結財務諸表の明晰性向上の観点からも、経済的単一体説への統一が望ましい。

○質問 1-2：同意しない場合には、その理由 をご記載ください。

⇒止むを得ない事情があると理解した上での消極的な同意であるため、懸念事項を述べる。そもそも、本公開草案の対象である「投資性 ICO」、及び、論点整理の「投資性以外の ICO」については、緊急に基準作りが必要であるという原状に鑑み、範囲を限定することは止むを得ないとする。本公開草案の実務対応報告については、2023 年 4 月には適用開始とするべきである。

>一部の信託受益権については、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われていないため、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するこれらの一部の信託受益権について、受託者による信託の会計処理が問題となるが、本公開草案では株式会社による会計処理のみを対象とすることとしたため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱っていない

⇒今回は見送りであっても、並行して検討は進めるべきである。近年、合同会社なども多く設立されるようになってきている。従って、「持分会社」に関する規定も必要である。

【質問 2】 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する質問

○質問 2-1：本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する提案に同意しますか。

⇒基本的に同意する。

○質問 2-2：同意しない場合には、その理由をご記載ください。

⇒基本的に同意するが、第 8 項の記述には問題があると考え(第 40 項についても同様)。

>ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が**短期間**である場合、契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。

⇒この「短期間」という表現について：「我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間」という抽象的な表現ではなく、「10 日間」や「14 日間」など、定量的な定めも歯止めとして設けるべきである。

【質問 3】 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する質問

○質問 3-1：本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する提案に同意しますか。

⇒基本的に同意する。

○質問 3-2：同意しない場合には、その理由をご記載ください。

⇒質問 2-2 の回答と同様、「短期間」については、定量的な定めも設けるべきである。

【質問 4】 (注記に関する)開示に関する質問

⇒同意する。

【質問 5】 適用時期に関する質問

⇒全面的に同意する。

【質問 6】 その他

⇒情報の不均等性に起因する情報弱者の保護の観点・消費者保護の観点・詐欺行為の抑止・暗号資産取引市場の健全なる発展の観点から、旧課程生である現在の高校 2 年以上、及び、大学においても、暗号資産に関する教育が行われるよう、ASBJ から文部科学省に申し入れるべきである。特に、成人年齢が 18 歳に引き下げられたことを考慮し、現在の高校 2・3 年生に対する教育は急務であると考えられる。

また、社会人に対する情報の周知徹底も必要である。

⇒一部報道にもあるように、現在、法務省は「組織犯罪処罰法」を改正し、不正な暗号資産を没収の対象とする方向で改正する意向とのことである。従って、没収が行われた場合の会計基準についても検討を開始するべきである。

(以上)